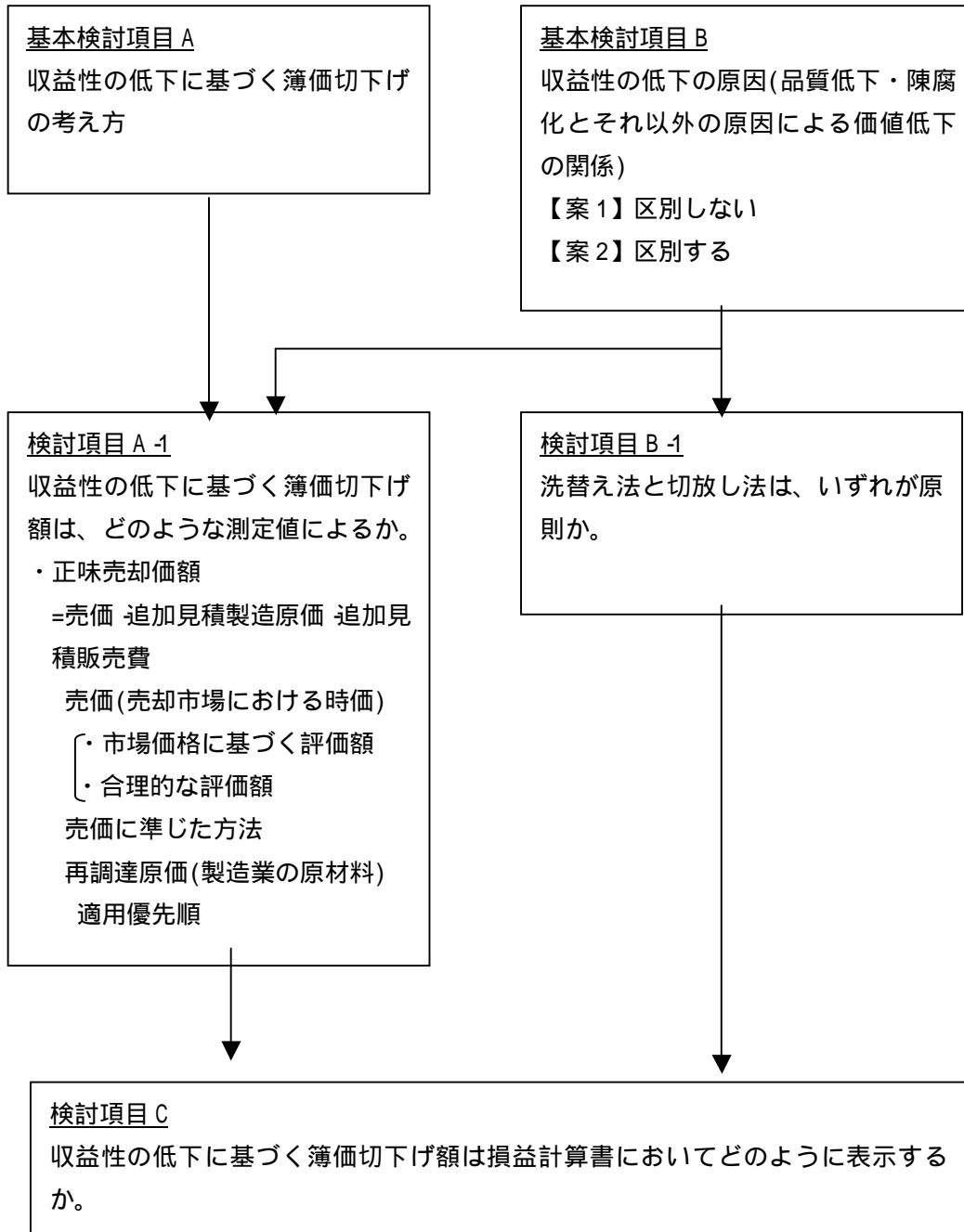


審議事項 (4)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

棚卸資産 検討項目



【基本検討項目 A】

収益性の低下に基づく簿価切下げの考え方

通常の販売目的で保有する棚卸資産は、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末の正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、正味売却価額をもって貸借対照表価額とする。この場合において、帳簿価額と正味売却価額との差額は当期の費用として処理する。

ただし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落していても、収益性の低下結びつかないことが明らかな場合には、簿価切下げを行わないことができる。

➤ これまでの取扱い

- ・ 我が国において、これまで棚卸資産の評価基準が、原則として取得原価とされているのは、棚卸資産の原価を当期の実現収益に対応させることにより、適正な期間損益計算を行うことを重視していると考えられてきたからといわれている。そこでは、ある期間の損益が、将来の販売時点の損失など他の期間に帰属すべき損益によってゆがめられてはならないと考えられ、期間損益計算の観点からは原価法こそ原則的な方法であり、低価法は例外的な方法と位置付けられてきた。

➤ 棚卸資産の簿価切下げの考え方

- ・ これまでの低価法を原価法に対する例外と位置付ける考え方は、取得原価基準の本質を、ともかくも名目上の取得原価で据え置くことであるという理解に基づいたものと思われる。しかし、取得原価基準は、将来の収益を生み出すという意味において有用な原価だけを繰り越そうとする考え方であるともみることもできる。また、今日では、例えば、金融商品会計基準や減損会計基準では、収益性が低下した場合などにおいて帳簿価額を切り下げる会計処理が広く行われている。

したがって、棚卸資産についても、品質低下や陳腐化が生じた場合に限らず、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった場合には、広く一般に、帳簿価額を切り下げる必要があると考えられる。

- ・ それぞれの資産の会計処理は、基本的に、投資の性質に対応して定められていると考えられることから、収益性の低下の有無についても、投資が回収される形態に応じて判断することが考えられる。棚卸資産の場合には、固定資産のような使用（場合によっては売却）や、債権のような契約（場合によっては売却）を通じて投下資金の回収を図ることは想定されておらず、専ら販売によってのみ資金の回収を図る点に特徴がある。このような投資の回収形態の特徴を踏まえると、評価時点における資金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額が、その帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考えられる。

審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

【基本検討項目 B】

収益性の低下の原因(品質低下・陳腐化とそれ以外の原因による価値低下の関係)

- これまで、低価法評価損と品質低下や陳腐化による評価損との間には、その発生原因等の相違が存在するといわれてきた。

| | 低価法 評価損 | 品質低下 評価損 | 陳腐化 評価損 |
|----------|------------|-------------|------------------|
| 発生原因 | 市場の需給変化 | 物理的な劣化 | 商品ライフサイクル の変化 |
| 棚卸資産の常態 | 正常 | 欠陥 | 欠陥 |
| 売価の回復可能性 | あり | なし | なし |

- これらの発生原因は相違するものの、正味売却価額が下落することにより、収益性が低下している点からみれば、それぞれの区分に相違はないと考えられる。また、特に陳腐化による収益性低下と、市場の需給変化に基づく正味売却価額の下落による収益性の低下は、実務上、必ずしも明確に区分できないという指摘が多い。これらに鑑みて、本会計基準では、原則として、価格の下落要因ごとに簿価切下げの会計処理を定めるのではなく、収益性の低下の観点からは相違がないものとして取り扱うこととしている。

➤ 第 9 回専門委員会資料

【検討項目 9-2】

収益性の低下に基づく帳簿価額の切下額には、品質低下・陳腐化評価損が含まれるか。それとも品質低下・陳腐化評価損は、別個に存在するか。

1. 寄せられたコメント

いくつかのコメントでは、収益性の低下した際には帳簿価額を切り下げるという会計処理を導入した場合でも、品質低下・陳腐化評価損と低価法評価損を、別個に扱うべきという意見が示されている。

2. 考え方

- 品質低下・陳腐化評価損と低価法評価損は、実務上はその境界線を明確に引くことができないという点はあるが、その発生原因が異なることに疑いはない。
- しかしながら、発生原因が異なるにせよ、価格が下落することにより、収益性が低下しているという観点から比較すれば、両者の区分に違いはない。

審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- 収益性の低下という点からみた経済実態に違いがないものについて、異なる会計処理を求めることは、意義が乏しいと考えられる。

【案１】(前述の考え方)

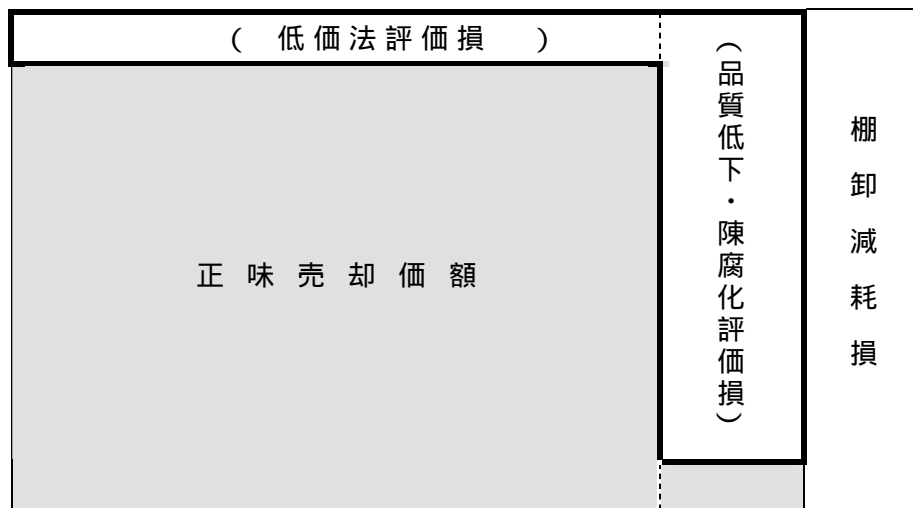
| 評価基準 | (価格の下落) | 【論点４】洗替え法か切放し法か | 【論点７】P/L計上区分 |
|------|-------------|-----------------|--------------|
| 原価法 | 低価評価損 | 原則：洗替え法 | 原則：売上原価 |
| | 品質低下・陳腐化評価損 | | |
| 時価法 | 評価損 | | 売上のマイナス |

金融投資目的で保有するコモディティに係る時価評価評価基準を想定

(理由)

- (1) 発生原因が異なるにせよ、価格が下落することにより、収益性が低下しているという観点から比較すれば、両者の区分に違いはない。
- (2) 実務上はその境界線を明確に引くことができない。

< 図 1 >



太枠の中は、収益性の低下という点からみると、異なるものではないことを示している。

審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

【案２】

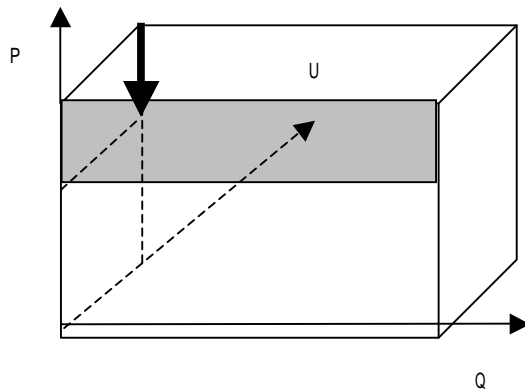
| 評価基準 | (価格の下落) | 【論点４】洗替え法か切放し法か | 【論点７】P/L 計上区分 |
|------|-------------|-----------------|---|
| 原価法 | 低価評価損 | 原則：洗替え法 | 原則：売上原価 |
| | 品質低下・陳腐化評価損 | 切放し法 | (原価性がある場合)製造原価、売上原価、販売費 (原価性がない場合)営業外費用、特別損失 |
| 時価法 | 評価損 | | 売上のマイナス |

(理由)

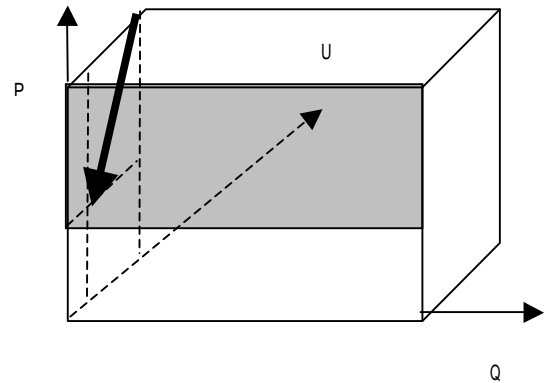
- (1) 発生原因が異なることを重視し、品質低下・陳腐化評価損に関しては、現行の会計処理をそのままとする。
- (2) 通常、価格が下落する幅(影響)や回復可能性が異なる。

<図２>

(低価法評価損)



(品質低下・陳腐化評価損)



審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

【検討項目 A-1】

収益性の低下に基づく簿価切下げ額は、どのような測定値によるか。

- ・ 正味売却価額
= 売価 - 追加見積製造原価 - 追加見積販売費
売価(売却市場における時価)
- ・ 市場価格に基づく評価額
- ・ 合理的な評価額
売価に準じた方法
再調達原価(製造業における原材料)
適用優先順

「正味売却価額」とは、売価（購買市場（当該資産を購入し直す場合に企業が参加する市場）と売却市場（当該資産を売却する場合に企業が参加する市場）とが区別されている場合における売却市場の時価）から追加見積製造原価及び追加見積販売経費を控除したものをいう。

- ・ 「時価」とは、公正な評価額をいい、観察可能な市場価格に基づく価額をいう。市場価格が観察できない場合には合理的に算定された価額をいう。

- ・ 本会計基準では、実現可能という用語は不明確であるという意見があることや、「固定資産の減損に係る会計基準」（以下「減損会計基準」という。）における用語との整合性に配慮し、連続意見書 第四で用いられていた正味実現可能価額という用語に代えて、「正味売却価額」という用語を採用している。しかし、これらの意味するところに相違はないと考えられる。
- ・ 売価とは、売却市場で観察可能な市場価格に基づく価額であり、このような市場価格が存在しないときには、売却市場において合理的に算定された価額をいう。棚卸資産の種類により種々の取引形態があるが、ここでいう売却市場は、公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等だけでなく、取引参加者が少なく、当該企業のみが売手となるような相対取引しか行われない場合までも含む。そのため、売価は、売手が実際に販売できると合理的に見込まれる程度の価格であることに留意する必要がある。

正味売却価額

- ・ 棚卸資産の場合、販売により投下資金の回収を図るため、正味売却価額が帳簿価額よりも低下しているときには、収益性が低下しているとみて、帳簿価額を正味売却価額まで

審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

切り下げることが他の会計基準における考え方も整合的であると考えている。

- ・ その際、どの時点の正味売却価額を用いるかという論点がある。棚卸資産への投資は、将来販売時の売価を想定して行われ、その期待が事実となり、成果として確定した段階において、投資額は原価に配分される。収益性の低下に基づく簿価切下げの判断に際しても、最終的な投資の成果の確定は将来の販売時点であることに変わりはないことから、本会計基準では、期末の正味売却価額ではなく、将来の販売時点における正味売却価額により、収益性の低下の有無を判断することが適当と考えた。
- ・ ただし、将来の販売時点における正味売却価額を用いることとしても、将来の正味売却価額を見積ることは困難な場合が多いこと、棚卸資産は、一般的に短期間の投資であることなどから、本会計基準では、将来の販売時点の正味売却価額の代理数値として期末の正味売却価額を用いるものとした。
- ・ なお、期末の売価に基づき正味売却価額を把握する場合には、突発的な売価変動の影響を受けるおそれがあるという指摘がある。本来、正味売却価額は、将来の販売時点の見込みであるものの、その代理数値として期末時の正味売却価額が用いられていることを考慮すると、期末の正味売却価額が異常な要因により乱高下しているときには、期末の正味売却価額を用いることが不適切であることは明らかである。そのような場合には、期末の正味売却価額を用いるとしても、期末日現在の売価ではなく、期末付近の合理的な期間における平均的な売価に基づく正味売却価額によることが適当である。

売却市場において合理的に算定された価額

- ・ 売却市場で市場価格が観察されないときには、売却市場において合理的に算定された価額を売価とする。これには、期末前後での販売実績に基づく価額を含む。
- ・ 棚卸資産の売却市場において、観察可能な市場価格が存在する場合には、当該市場価格に基づく価額を売価とする。しかしながら、棚卸資産については、観察可能な市場価格が存在する場合は多くはないため、企業は、売却市場において合理的に算定された価額を見積る必要がある。当該価額は、同等の棚卸資産が売却市場で実際に販売される価額として見積ることが適当であり、それには、実務上、期末前後での販売実績に基づく価額が含まれる。

売価に準じた方法

- ・ 滞留や処分予定の棚卸資産については、売却市場における売価に準じて、その見込みに応じ、次のような方法によることができる。
 - ・ 帳簿価額をゼロ又は備忘価額まで切り下げる方法
 - ・ 回転率や回転期間等、一定の基準値を超えるものに対して、規則的な方法により帳簿価額を切り下げる方法

審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

- 業種等によっては正味売却価額について、売却市場における売価を参照できる場合や期末前後での販売実績に基づく価額を把握することが困難であるという意見がある。しかしながら、そのような場合であっても、これまで実務上、販売されずに滞留していたり処分を予定している棚卸資産については、その見込みに応じて、帳簿価額を処分見込価額（ゼロ又は備忘価額を含む。）まで引き下げたり、回転率や回転期間等、一定の基準値を超えるものに対して規則的な簿価切下げを行ったりすることにより、棚卸資産の収益性の低下を財務諸表に反映させていたと思われる。本会計基準では、そのような簿価切下げの方法も、売価に準じて取り扱うことができるものとしている。

マイナスの正味売却価額

- 正味売却価額は、追加見積製造原価及び追加見積販売経費が売価を超える場合には、マイナスとなる可能性があるが、その場合には、棚卸資産の帳簿価額をゼロまで切り下げるものの、当該マイナス部分については、帳簿価額の切り下げによっても反映できない。例えば、売価 100、追加見積製造原価及び追加見積販売経費 120、仕掛品の帳簿価額 30 の場合、収益性の低下により仕掛品の帳簿価額 30 をゼロまで切り下げても、正味売却価額の 20 の損失は認識されない。すなわち、マイナスの正味売却価額については、切り下げるべき棚卸資産の簿価が存在しないため、引当金による損失計上が考えられる。この取扱いについては、契約損失引当金等と同様に、企業会計原則注解 18 の考え方のなかで処理することとなるため、本会計基準においては、扱っていない。

正味売却価額の下落が収益性の低下と結びつかない場合

- 期末の正味売却価額は、将来販売時点の正味売却価額の代理数値と考えられることから、期末の正味売却価額が帳簿価額より下落していても、将来の販売時点における正味売却価額が帳簿価額よりも下落しない場合には、正味売却価額の下落が収益性の低下に結びつかないため、簿価切下げを行う必要はない。

しかしながら、期末直後に帳簿価額以上の正味売却価額で販売された場合など、例外的な場合を除けば、期末の正味売却価額が帳簿価額より下落しているものの、収益性が低下していないことを示すことは通常困難であると考えられる。このため、本会計基準では、正味売却価額の下落が収益性の低下に結びつかない場合は、限定的であると想定している。

- なお、これとは反対に期末の正味売却価額が帳簿価額よりも下落していないものの、将来の販売時点における正味売却価額が帳簿価額よりも下落する場合は想定される。この場合、すぐに販売可能であれば、企業は販売により回収するが、契約や事業遂行上の制約により、すぐに販売できないものは、収益性の低下を反映するように帳簿価額を切り下げる必要がある。

審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

販売活動及び一般管理活動目的で保有する棚卸資産

- 販売活動及び一般管理活動目的で保有する棚卸資産に関しては、棚卸資産の範囲には含まれるものの、販売されるものではないため、例えば、価格下落が必ずしも収益性の低下に結びつかないと考えられる。しかし、少なくとも当該棚卸資産の価格の下落が品質低下又は陳腐化に起因している場合、通常の販売目的の棚卸資産と同様に簿価切下げを行うことが妥当と考えられる。

再調達原価

- 「再調達原価」とは、購買市場と売却市場とが区別されている場合における、購買市場の時価をいう。製造業における原材料など一般に正味売却価額の把握が難しい場合には、継続して適用することを条件として再調達原価（最終に仕入れた原価を含む。）によることができる。

製造業における原材料は、製品を構成することとなり、その正味売却価額が帳簿価額を上回っていれば、簿価を切り下げる必要はない。しかし、その正味売却価額を把握することは難しいことが考えられるため、本会計基準では、継続して適用することを条件として再調達原価（最終に仕入れた原価を含む。）によることができるものとした。

審議事項（４）

（内容は今後の審議により変更される場合があります）

【検討項目 B-1】

洗替え法と切放し法は、いずれが原則か。

- ・ 翌期における簿価切下げ額の戻入に関しては、戻入を行う方法と行わない方法のいずれかを選択適用することができる。ただし、原則として、いったん採用した方法は、継続して適用しなければならない。
- ・ 棚卸資産における収益性の低下の判断においては、期末の正味売却価額が帳簿価額を下回っているかどうかによっており、固定資産の減損処理と異なり、損失発生の可能性の高さを簿価切下げの要件としていないため、事後的に正味売却価額が回復する可能性は否定できない。この点を踏まえると、事後の正味売却価額の反騰を反映できる点で翌期において簿価切下げ額の戻入を行う方法（洗替え法）の方が、この事実を全く無視してしまう方法（切放し法）に比して、より原則的と考えられる。
- ・ 他方、収益性低下の要因が品質低下や陳腐化による場合には、簿価切下げ後に正味売却価額が反騰することは通常考えられないため、切放し法の方が整合的であるという意見もある。しかし、洗替え法を採用した場合であっても、前期の簿価切下げ額は、期首に戻し入れられるものの、期末に同額（以上）の簿価切下げ額が計上されることから、損益に与える影響は切放し法による場合の影響額と変わらない。
- ・ また、これまで洗替え法と切放し法の両方が認められてきたことから、洗替え法と切放し法のどちらの方が実務上簡便であるかに関しては、企業により意見は異なっている。以上の理由により、翌期における簿価切下げ額の戻入に関しては、戻入を行う方法と行わない方法のいずれによることもできるものとし、いったん採用した方法に関しては、継続して適用しなければならないものとした。
- ・ この場合、1つの経済実態に対して複数の会計処理が認められることは、適当ではないという指摘がある。このような指摘は、前期末に簿価切下げをした棚卸資産の正味売却価額が回復し、かつ、当期末時点で在庫となっている場合においてのみ両者の結果が異なるため該当する。しかしながら、一般的に、正味売却価額が回復するケースは、必ずしも多くないと考えられることや、仮に正味売却価額が回復している場合には、通常、販売され、在庫としては残らないと見込まれることから、洗替え法と切放し法の選択を企業に委ねても、結果は大きく異なるものと考えられる。

審議事項（４）

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

【検討項目C】

収益性の低下に基づく簿価切下げ額は損益計算書においてどのように表示するか。

- ・ 収益性の低下による簿価切下げ額の損益計算書上の表示は、原則として、売上原価の内訳科目とする。ただし、簿価切下げ額が、棚卸資産の製造に不可避免的に発生するものであるときには製造原価とし、販売促進行為に起因するときには、販売費として表示する。
- ・ また、収益性の低下に基づく簿価切下げ額が、臨時の事象に起因し、かつ、多額であるときには、特別損失に計上する。

臨時の事象とは、例えば次のような事象をいう。

- ・ 工場閉鎖など重要な事業部門の閉鎖
- ・ 災害による損失

- ・ 企業が通常の販売活動（販売するための製造活動を含む。）のために保有する棚卸資産について、収益性が低下した場合の簿価切下げ額は、販売活動をするうえで不可避免的に発生したものであるため、売上高に対応する売上原価の内訳科目として扱うことが適当と考えられる。
- ・ ただし、工場の原材料等から生ずる簿価切下げ額は、製品の製造に不可避免的に発生するものであるため、製造原価とするものとしている。しかしながら、収益性の低下が、陳腐化又は品質低下に起因しない場合には、原材料等の簿価切下げ額であっても、通常、製品の製造に不可避免的に発生するものとは考えられないため、原則どおり売上原価に計上することとなる。
- ・ また、販売促進行為に起因する簿価切下げ額は販売費に表示することとなる。販売費として処理するケースとしては、例えば、衣料品販売業における捨色といわれる商品の簿価切下げや、陳列したことに起因する店晒し商品の簿価切下げの場合などのように、あくまで見本品ではなく商品であるものの、販売促進行為に起因して帳簿価額を切り下げざるを得ないような場合に、簿価切下げ額を販売費として表示するものと考えられる。実務上、品質低下又は陳腐化評価損を販売費として処理している例は、ごく少数であると思われる。
- ・ なお、収益性の低下に基づく簿価切下げを適用した場合には、従来の強制評価減が計上される余地はないものと考えられることから、正味売却価額が著しく取得原価よりも下落したという理由のみをもって、簿価切下げ額を営業外費用又は特別損失に計上することはできない。

審議事項 (4)

(内容は今後の審議により変更される場合があります)

(参 考) 損益計算書表示区分の比較

| | 簿価切下げ要因の区分 | | 製造原価 | 売上原価 | 販売費 | 営業外費用 | 特別損失 |
|-------------|--------------|--------|------|------|-----|-------|------|
| 現 行 | 品質低下 陳腐化 | 原価性 あり | | | | | |
| | | 原価性 なし | | | | | |
| | 低 価 | N/A | | | | | |
| | 著しい下落 | N/A | | | | | |
| 修 正 案 | 品質低下・ 陳腐化 | N/A | | | | | |
| | 低 価 | N/A | | | | | |

:原則

:場合により選択可能 / :限定的な場合のみ

点線:明確に区分できないことを示す

太枠:原価性がない場合のP/L上の表示

以 上